

令和3年度第2回千葉市消費生活審議会議事録

1 日 時 令和3年11月12日（金） 午後2時00分～3時16分

2 場 所 千葉市消費生活センター 3階 研修講義室

3 出席者 《委員》

志村修委員、石戸光委員、久保桂子委員、清水佐和委員、
鈴木美和子委員、小川善之委員、齋藤一男委員、深谷耕司委員、
海保英利委員、劉桂栄委員、林大介委員
羽鳥敏彦委員※（次第の3「報告事項」）から出席
（欠席者：相原隆委員）

《アドバイザー》

長倉健アドバイザー（千葉市立緑が丘中学校校長）
前田真帆アドバイザー（千葉市立生浜西小学校校長）

《事務局》

稲生市民局長、神田生活文化スポーツ部長、
御園消費生活センター所長、布川消費生活センター所長補佐、
山口消費者教育班主査、尾崎相談・指導班主査

4 議事

- （1）第4次千葉市消費生活基本計画の策定について（諮問）
- （2）「基本計画検討部会の設置及び部会長の選任」について

5 報告事項

- （1）「第3次千葉市消費生活基本計画」に基づく実施事業について
- （2）消費生活相談概要（令和3年4月～8月）について
- （3）令和3年度消費生活センター「主要事業」について及び令和4年度実施事業（予定）について

6 概要

（1）議事

ア 第4次千葉市消費生活基本計画の策定について（諮問）

第4次千葉市消費生活基本計画の策定について、諮問が行われた。

イ 「基本計画検討部会の設置及び部会長の選任」について

基本計画検討部会委員に、志村修委員、石戸光委員、清水佐和委員、齋藤一男委員、
深谷耕司委員、羽鳥敏彦委員、林大介委員が選任された。

また、部会長には、志村修委員が選任された。

（2）報告事項

ア 「第3次千葉市消費生活基本計画」に基づく実施事業について

第3次千葉市消費生活基本計画に基づき令和2年度に各所管部局にて実施した施策・各項目の評価や令和3年度の実施予定について配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後質疑応答がなされた。

イ 消費生活相談概要（令和3年4月～8月）について

令和3年4月～8月における本市の消費生活相談の概要について、配布資料に基づき事務局から説明を行い質疑応答がなされた。

ウ 令和3年度消費生活センター「主要事業」について及び令和4年度実施事業（予定）について

令和3年度消費生活センター「主要事業」について及び令和4年度実施事業（予定）について、配布資料に基づき事務局から説明を行い、質疑応答がなされた。

7 公開状況

会議は公開。（傍聴人：1人）

8 審議会の成立について

委員13人のうち、12人が出席し、審議会は成立。

（長倉健、前田真帆の両アドバイザーも、同席した。）

9 発言

（議長 志村会長）

それでは、議事に入ります。

議事（1）「第4次千葉市消費生活基本計画の策定について（諮問）」は、事務局よりお願いします。

（事務局 御園所長）

それでは、議事（1）「第4次千葉市消費生活基本計画の策定について（諮問）」は、諮問書を稲生局長より志村会長にお渡しいたします。

（事務局 稲生局長）

<諮問書を朗読>

千葉市消費生活審議会会長志村修様

千葉市長神谷俊一

第4次千葉市消費生活基本計画の策定について（諮問）

千葉市消費生活条例第36条第2項第1号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

1 諮問事項

第4次千葉市消費生活基本計画の策定について

2 諮問内容

現行の第3次千葉市消費生活基本計画の計画期間が令和4年度をもって終了することから、新たに令和5年度から令和9年度を計画期間とした第4次千葉市消費生活基本計画を策定するにあたり、貴審議会にご意見を賜りたく、ここに諮問します。

よろしくお願いいたします。

<諮問書を会長へ渡す>

<諮問書（写）を各審議会委員・アドバイザーに配布>

（議長 志村会長）

ただいま、諮問書をお受けいたしました。委員及びアドバイザーの皆様のお手元にも事務局より写しを配布していただきました。諮問の内容について、事務局より説明願います。

（事務局 御園所長）

諮問書の趣旨について、ご説明いたします。

千葉市消費生活条例の基本理念でございます、消費者の権利確立及び自立支援による、安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策の推進のため、第3次千葉市消費生活基本計画に引き続き、第4次千葉市消費生活基本計画を策定するにあたり、諮問いたします。

消費生活審議会におかれましては、基本計画検討部会の設置及び部会長の選任の上、第4次千葉市消費生活基本計画の策定にあたり、答申をいただきたいと考えております。

今後のスケジュールについてですが、基本計画検討部会を2回開催いたしまして、検討を行います。その後、審議会での審議、答申及びパブリックコメントを経て、令和4年度末までに計画を策定したいと考えております。

（司会 布川所長補佐）

議事中に大変失礼いたします。

ここで、稲生市民局長につきましては、他の公務のため退席させていただきます。

<稲生市民局長は、退席した。>

（議長 志村会長）

それでは、議事（2）「基本計画検討部会の設置及び部会長の選任」につきまして、議事を進めていきたいと思います。

まず、基本計画検討部会の委員について、事務局に案がありましたら、提示してください。

（事務局 御園所長）

<基本計画検討部会委員の事務局（案）を各委員、アドバイザー及び傍聴人に配布>
ただいま、お配りした事務局案を読み上げさせていただきます。

審議会会長である志村修様、審議会副会長である清水佐和様、学識経験者の区分から大学生の消費行動や海外事情にも詳しい石戸光様、消費者の区分から千葉市全体の高齢者及び児童の事情に詳しい齋藤一男様、市民の視点から深谷耕司様、事業者の区分から消費者に関する豊富な知識をお持ちの羽鳥敏彦様、関係行政機関の区分から国の消費者行政に詳しい林大介様、以上7名でございます。

また、委員の選出とは別に審議会同様にアドバイザーとして、小・中学生の状況を把握するために長倉健様と前田真帆様にもご意見等を賜りたいと思います。

以上でございます。

（議長 志村会長）

それでは、基本計画検討部会の委員ですが、事務局の（案）でよろしいでしょうか。
ご意見、ご質問があればお願いします。

（会場）

異議なし。

（議長 志村会長）

それでは、基本計画検討部会の委員につきましては、私のほか、清水委員、石戸委員、齋藤委員、深谷委員、羽鳥委員、林委員の7名にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（会場）

異議なし。

（議長 志村会長）

次に部会長の選出でございますが、部会長については、当該部会に属する委員の互選により定めることが決まっています。部会の委員になった方で、ご意見、ご質問があれば、お願いします。

（清水委員）

この部会は計画の策定に係るものですので、部会長については、審議会会長でもある志村委員にお願いしてはいかがでしょうか。

（議長 志村会長）

ただいま、私をご推薦いただきましたが、皆様、他にご意見はありますか。

（会場）

異議なし。

（議長 志村会長）

それでは、基本計画検討部会長には、私が就任することに決定しました。

遅れてくる予定の羽鳥委員につきましては、事務局より就任の旨をお伝えください。

以上で、議事（2）については終了といたします。

（議長 志村会長）

それでは、次第の3報告事項（1）「第3次千葉市消費生活基本計画」に基づく実施事業について、事務局より説明願います。

（事務局 山口主査）

それでは、報告事項（1）について、ご説明いたします。【資料1】をご覧ください。【令和2年度事業実績について】ですが、

まず、資料【1-1】評価基準をご覧ください。個別施策の評価基準は、ご覧のとおりとなっており、個別施策担当課が評価基準に基づき自己評価を行いました。

なお、「※3」ですが、昨年度に引き続き、今年度も新型コロナウイルスによる影響を受けた施策については、★を付して、a b c dの評価を行っておりません。

次に、「2 項目評価」ですが、ご覧のとおりとなっております。

次に、A3サイズの資料【1-2】令和2年度事業実績評価一覧をご覧ください。資料【1-3】の個別事業の評価を一覧にまとめたものになります。左側に「基本的方向」を記載し、右側の「令和2年度事業実績」の「個別事業評価数」欄に評価ごとの個別施策数が入っており、その右側の「項目評価」欄にある大文字のアルファベットが各

項目の評価を示し、点数化しております。

一番下の「令和２年度個別事業評価合計」をご覧ください。各評価数はご覧のとおりとなっております。１４９項目中、★が７２項目、実に４８.３％がコロナの影響を受けることとなりました。感染拡大防止のために、各種監視指導回数を削減したものや、講座の回数・規模を縮小したものなどがございます。

その一方で、コロナの影響を受けなかった７７事業のうち、ａの「計画通りに達成できた」とｂの「実施し、ほぼ計画どおりに達成できた」をあわせると、コロナの影響を受けなかった事業の約８５.７％となり、全体としてはおおむね達成できたと思います。

次に、資料【１－３】をご覧ください。こちらが、令和２年度実績と令和３年度実施予定です。次のページをご覧ください。表の右側から数えて４番目の欄に、令和２年度事業実績、その隣に評価、一番右側の欄に、令和３年度実施予定を記載しております。

いくつか紹介しますと、１３ページ上から３段目のナンバー３３「消費生活相談員の資質の向上」に関する施策ですが、コロナ禍の状況において研修中止があった中、WEB研修を受講するなど、できる限り取り組みました。WEB研修を含めた国民生活センター等への研修参加回数１８回、外部講師を招いた所内研修会の実施回数２回、事例研究会は１９回実施し、相談員のさらなる資質向上を図りました。評価は、参加回数が前年度を下回りましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたことによるため、★としました。

続いて、１６ページをご覧ください。ナンバー４０「若者に対する消費者教育の推進」に関する施策です。教育改革推進課と連携した、「消費者教育研究推進校事業」では、美浜打瀬小学校と稲毛高校において、消費生活センター支援の下、学校教諭が授業を行いました。特に、稲毛高校においては、消費者教育コーディネーター及び消費生活相談員が直接授業を行う準備をしていましたが、授業を予定していた時期に緊急事態宣言の時期が重なってしまい、学校側が外部講師の受け入れが出来なくなったため、用意していた教材を基に教科担任が授業を行いました。

そのほかにも、緊急事態宣言の時期を避けて、不登校の小、中学生が通う、適応指導教室での授業を実施したり、こども企画課と連携し、市内の大学生や高校生が集う「こども若者市役所」において、一部オンライン参加も含んだワークショップを実施いたしました。こちらの施策も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けましたので、評価は★となっております。

次に令和３年度実施予定についてですが、一部コロナ禍で見通しが立たないとしたものや、第３次消費生活基本計画が策定されてから４年が経過し、途中で事業廃止となったものもございますが、おおむね、同様の内容で引き続き実施していくこととしております。今後の課題があるものについては、課題解消にむけて検討を進めてまいります。以上になります。

(議長 志村会長)

ただいまの事務局説明について、ご意見、ご感想等いただけたらと思います。

(久保委員)

資料【１－３】の１２ページの３０番につきまして、インターネット相談の件数が、令和元年度が２４件、令和２年度が１３件となっており、評価もＣということで減少し

ています。この減少について、新型コロナウイルス感染拡大の影響はインターネットであるためそれほど大きくないと思いますが、相談そのものの減少がインターネット相談の減少にも影響しているのかと思いますが、どのように分析されているのかお聞きしたいと思います。

（議長 志村会長）

事務局いかがでしょうか。

（事務局 尾崎主査）

インターネット相談の減少につきましては、今久保委員がおっしゃられたとおり、全体の相談件数が減っていることが影響していると思います。あとは、啓発の中で、様々な消費生活相談があるうちの多く寄せられるものについてはホームページからいろいろな情報が見て取れるように工夫をさせていただいているので、ありがちな消費生活相談につきましては、それを見ていただいて納得していただく方も多いです。やはり、高齢者の方々の相談はまだ多いのですが、インターネットを使つての相談ですと手続きが煩雑になってしまうため、依然として電話による相談が多いのが現状でございます。以上です。

（事務局 久保委員）

ありがとうございます。

（議長 志村会長）

新型コロナウイルス感染拡大の中で、消費生活に大きく影響がでているということですね。単にインターネットだけではなくて、みんな巣ごもりといいますか、外出を自粛した関係で消費生活そのものが暗くなっていることだと思います。その他、半数近くが★の評価ということですから、いかに新型コロナウイルス感染拡大が消費生活に大きな影響を与えたということが、この資料だけでもわかると思います。その他にございますか。

（深谷委員）

感想等ですが、資料【１－２】を見てみますと、およそ半分の事業が新型コロナウイルス感染拡大の関係で評価できておらず、残りの半分の事業が通常どおり実施したということになっておりますが、どのような評価をすれば良いのかについて、先ほど事務局から話がありましたとおり、それで十分だと思いますが、★の評価の中身を見てみますと、かなり工夫しながら実施している部分があります。先程、事務局から紹介していただいたとおり、新型コロナウイルス感染拡大の中でも「これだけやりました」と、多少目標に到達しないものもありますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたといえど、ランク付けできるようなものもあるのではないかと思います。当初の評価基準に相当するものとして、現在の評価基準とは別に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中での評価基準を設けていただければ、かなり参考になるのではないかなと思います。

資料【１－３】の右の欄にある「令和３年度実施予定」が「令和２年度実施予定」とほとんど変わりがないです。実績報告を踏まえての実施予定だと思いますが、もう少し踏み込んでいいのではないかなと思います。

資料【１－３】の最後の数値目標の書き方について、「令和元年度実績」と「令和２

年度の目標値」と「令和２年度の実績値」といった三段に分けていただけると、前の資料を見比べなくてもこの資料だけで完結できるのではないかなと思います。以上です。

(議長 志村会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局 山口主査)

いただいたご意見については、今後の資料作成の際に参考にさせていただきます。ありがとうございます。

(議長 志村会長)

こういう長きにわたる計画は、新型コロナウイルス感染拡大みたいなことが起こったときに、当初目標をどのように解釈して修正するかは、やはり難しいところですが、しかし実施に事業を工夫しながら行っているわけですから、評価★だけで済ましてしまうのはもったいないというご意見だと思います。それから、新型コロナウイルス感染拡大がどのように推移するかによって、次年度の計画もかなり変わってくると思いますが、どの程度目標を明確にしていくか、実施する側は大変難しいところです。ですが、実施した部分について評価をすることは、今深谷委員が発言したとおり大変大事なことだと思いますので、事務局はよろしくお願いします。その他何かございますか。

(会場)

意見等なし。

(議長 志村会長)

それでは、報告事項（１）については、以上とします。

(司会 布川所長補佐)

議事中に失礼いたします。ここで、神田生活文化スポーツ部長につきましては、他の公務のため退席させていただきます。

<神田生活文化スポーツ部長は、退席した。>

(議長 志村会長)

続きまして、報告事項（２）「消費生活相談概要（令和３年４月～８月）について」、事務局より説明願います。

(事務局 尾崎主査)

報告事項（２）について、ご説明いたします。

資料２「消費生活相談概要（令和３年４月～８月）」をご覧ください。

消費生活相談は、商品・サービスの契約トラブル等による消費者被害の的確・迅速な救済を目的に、専門の資格を有する消費生活相談員を配置し、情報の提供、解決方法の助言、あっせんを行っているものです。本日は、全体的な相談状況、高齢者や若者からの相談の年齢的な特徴、相談内容の特徴等について、説明させていただきます。

資料の１ページをご覧ください。

まず、年度別相談件数の推移ですが、相談件数は、令和元年度まで増加傾向にありましたが、令和元年度をピークに減少傾向となっております。減少傾向の主な要因は、葉書等による架空請求に関する相談が減ったことによるものです。令和３年８月までの相談件数は、６３８件で、前年同期間の相談件数３，５２８件と比較して、８９０件、２５．２％減少しております。令和３年度の推計値は、新型コロナウイルス関連の相談

が減少したことから、前年度と比べ大幅に減り、約6,300件となる見込みとなっております。葉書等による架空請求に関する相談の件数推移につきましては、2ページをご覧ください。

葉書等による架空請求の月別相談件数ですが、前年度同様、相談はほとんどなく、令和元年度と比較して大幅に減少しております。葉書等による架空請求に関する相談が最も多く寄せられた平成30年度は、1,689件相談がありました。

次に、新型コロナウイルスに関する月別相談件数ですが、令和2年度に比べ大幅に減少しており、令和3年度の全体相談件数が前年度に比べ減少見込みとなる主な要因となっております。

4ページをご覧ください。

(6) 契約当事者の年代別割合についてご説明いたします。

契約当事者の世代別割合ですが、30歳から64歳の一般世代の方からの相談が一番多く42.5%、次に、65歳以上の高齢者世代の方からの相談が30.4%となっております。年代別相談件数ですが、50歳代が一番多く、次に70歳代となっております。

5ページをご覧ください。

相談の特徴、高齢者の相談についてご説明いたします。高齢者からの、年度別相談件数の推移ですが、相談件数は、平成30年度まで増加傾向にありましたが、平成30年度をピークに減少傾向となっております。

令和3年度8月までの相談件数は803件で、前年度同期間の1,044件と比較して241件、23.1%減少しております。これは、新型コロナウイルス関連の相談が減少したためと考えられ、令和3年度の相談件数の推計は、昨年度を下回る見込みとなっております。

次に、高齢者に多い相談ですが、パソコンや携帯電話の不審メールなどの「商品一般」に関する相談が一番多く、昨年度多かった新型コロナウイルス関連の相談は上位から消え、新たな項目として、電気料金の契約切り替えなどの「電気」、スマホなどの契約や契約プラン変更などの「携帯電話サービス」に関する相談が加わりました。

6ページをご覧ください。

若者の相談についてご説明いたします。

若者からの、年度別相談件数の推移ですが、相談件数は令和2年度まで増加傾向にありました。令和3年8月までの相談件数は、前年度同期間の422件と比較して、93件、22%減少しております。高齢者からの相談と同様、新型コロナウイルス関連の相談が減少したためと考えられ、令和3年度の相談件数の推計は、昨年度を下回る見込みとなっております。

次に、若者に多い相談ですが、賃貸契約や原状回復のトラブルなどの「賃貸アパート」、アフィリエイト広告などの「他の内職・副業」、電気料金の契約切り替えなどの「電気」が上位となっておりますが、若者の特徴として、「出会い系サイトアプリ」、「役務その他サービス」、「脱毛剤」、「ネットゲーム」、などのインターネット関連の相談が多く寄せられております。

7ページをご覧ください。

相談件数の多い商品・役務についてご説明いたします。

令和3年8月までの相談では、パソコン・携帯電話の不審メールなどの「商品一般」が一番多く、次いで、賃貸契約や原状回復のトラブルなどの「賃貸アパート」が上位となっております。昨年度多かった新型コロナウイルス関連の相談は上位から消え、新たな項目として、スマホなどの契約や契約プラン変更などの「携帯電話サービス」、電気料金の切り替えなどの「電気」、「屋根工事」が10位以内に加わりました。

次に、不当請求に関する相談についてご説明します。

不当請求に関する相談件数の推移ですが、架空請求に関する相談が平成30年度をピークに大幅に減少しており、令和3年度の相談件数の推計は、昨年度を下回る見込みとなっております。

9ページをご覧ください。

多重債務に関する相談についてご説明します。

多重債務相談の年度別件数の推移ですが、平成30年度以降減少傾向にありましたが、新型コロナウイルスによる収入減などにより、令和3年度は昨年度を若干上回る見込みとなっております。なお、千葉県弁護士会と協定を締結し、毎月第2・第4木曜日に弁護士による多重債務者特別相談を実施し、相談者の債務整理を支援しております。

10ページをご覧ください。

その他参考資料についてご説明します。

ここ数年、定期購入に関する相談が多く寄せられております。

インターネットで無料動画サイトに表示された広告を見て、お試し500円の商品を購入したら、実は複数回購入しなければならない契約だったなどの相談です。

定期購入に関する相談は平成30年度以降急増しており、令和3年度は前年度を上回る見込みとなっております。スマートフォンの普及や新型コロナウイルス感染防止対策のため「新しい生活様式」を実践することにより、インターネットで商品を購入する機会や、インターネットを利用している際に低価格を強調する広告を目にする機会が多くなっています。低価格であることが強調されている広告は、定期購入が条件であることが多く、また、スマートフォンで商品を購入する場合、利用規約が小さい文字で表示されているため定期購入の契約であると気がつかないケースが多いなど、今後もさらに相談件数が増えることが見込まれます。

以上で、「消費生活相談概要」に関する説明を終わります。

(議長 志村会長)

ただいまの事務局説明について、ご意見、ご感想等いただけたらと思います。

(久保委員)

定期購入について、令和2年度もこの話が大きく問題になっていましたが、私の周りの学生も定期購入と知らずに、インターネットで申し込んだら、その後解約したいが解約できないというトラブルがありました。こういったことについてインターネットの情報をきちんと読むようにと伝えていますが、なかなか読みにくかったり、わかりにくかったりするということがあります。何か予防方法であったり、広報だったとか、それについての対応策についてお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

(事務局 尾崎主査)

これまで、ホームページやくらしの情報いずみなどで定期購入について取り上げて、啓発、周知を図っているところですが、やはりどうしても情報を入手する方は、これも今後の課題だとは思っていますが、自分が欲しい情報を取りに行く、ホームページを見たい方が見に行く、そういった形になってしまっているのもっとこちらから積極的にアピールできるような啓発の在り方について研究して、さらなる周知を進めていきたいと思います。

(久保委員)

ありがとうございました。

(議長 志村会長)

その他ございますか。

(深谷委員)

1 ページの「架空請求」がなくなった理由は为什么呢。

2 ページの「新型コロナウイルスに関する月別相談件数」の相談内容について教えてください。件数順位のどの項目に該当しますか。

5 ページの契約に関する新型コロナウイルス関連の相談とは具体的にどのような内容なのでしょうか。

(事務局 尾崎主査)

架空請求が減った理由については、数年ごとに増えては減ることを繰り返しています。架空請求が増加した時に、各省庁（警察庁・消費者庁）が取り組みを実施しており、具体的には、消費生活センターに相談が寄せられたときに、その電話番号の情報を消費者庁に提供し、消費者庁がその電話番号を使えなくするといった、各省庁が連携した架空請求パッケージが当時施されていました。それと並行して、過去に新聞・報道で架空請求はがきをやった方が逮捕された記事がありましたが、その逮捕された方が刑期を終えて出所したところに、架空請求が増えるといったことを聞いたことがあります。そのような状況で、平成30年度がものすごい勢いで増えた相談が、架空請求の大幅な減少により全体の相談件数も減ったことから、本来の消費生活相談の中でも複雑な相談により多くの時間を割けるようになりました。

続いて、新型コロナウイルス関連の相談は、具体的にどのような相談であったかということですが、やはり当時は「手指消毒液が手に入らずどこで買えるのか」、もしくは「インターネットでマスクを購入したが不良品が送られてきた」、あとは「買った覚えがないのにマスクがたくさん送られてきた」というようなマスクに関する相談がありました。具体的な件数は、「保健衛生品その他」に入っております。

新型コロナウイルス関しましては、緊急事態宣言で「旅行のキャンセル料に関するトラブル」、「宿泊料、航空料、結婚式場のキャンセルに関するトラブル」の相談が多く寄せられていました。以上でございます。

(深谷委員)

ありがとうございました。

定期購入についても、架空請求に対する対応のように関係省庁と連携して徹底したらいかがでしょうか。

(議長 志村会長)

架空請求などは、イタチごっこのように繰り返されてしまうこともわかりますね、事務局は各省庁と連携しながら進めていただければと思います。

その他よろしいでしょうか。

(会場)

なし。

(議長 志村会長)

それでは、報告事項（２）については、以上とします。

続きまして、報告事項（３）「令和３年度消費生活センター「主要事業」について及び令和４年度実施事業（予定）について」、事務局より説明願います。

(事務局 山口主査)

それでは、報告事項（３）について、ご説明いたします。【資料３－１】をご覧ください。

(１) 講演会・講座について

昨年度に引き続きコロナ禍ではありますが、感染対策を行いつつ、主催事業については予定通り実施できています。

また、表の１段目にございます、くらしの巡回講座・連携事業についてご説明いたします。くらしの巡回講座は町内自治会や民生委員地区部会さんなど市民の皆様の依頼に基づいて講師を派遣する事業で、連携事業は、公民館やいきいきプラザ等の市の施設や、学校等の依頼に基づいて講師を派遣している事業です。昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてくらしの巡回講座は実施できず、連携事業は４０回でした。今年度は１１月９日時点で、くらしの巡回講座が７件、連携事業が１０８件となっております。資料には１１２回とありますが、資料作成時より３件程増えまして、現在はくらしの巡回講座・連携事業あわせて１１５件のお申し込みをいただいております。今後の感染状況によるかと思いますが、夏の緊急事態宣言下でもキャンセルや延期はそう多くなかったもので、よほどのことがない限り開催できていると思っています。

続いてこの表の、３段目の消費生活講座①と、その下の悪質商法等被害防止講演会のうち上段の部分ですが、次のページの写真、２段目左側をご覧ください。どちらも落語付きの講座をＮＰＯ法人フォーエヴァー様の協力によりおこないました。落語は表情も大切な要素の芸ですが、マスクをしない代わりに、演者と受講者の間に大きなビニールシートを張ることによって、安心して学び、また、楽しんでいただくことが出来ました。

(２) 学校での消費者教育について

ご存じのとおり、いよいよ来年の４月に成年年齢が１８歳に引き下げられます。４月以降に、１８歳から１９歳の消費者トラブルが増加することが予想されることから、中学生から高校生の段階での消費者教育に力を入れているところです。

消費者教育研究推進校では、さつきが丘中では社会科の授業で、市立千葉高校では家庭科の授業で行う予定で、現在準備を進めています。市立千葉高校では、消費者トラブルについて、ぜひ生のお話を聞かせてほしいとのことでしたので、消費生活相談員が令和４年２月に授業を行う方向で話が進んでいます。現在の落ち着いた感染状況で推移してもらい、今年度こそ、消費生活相談員による授業を実施したいと切に願っています。

適応指導教室では、今年度は「スマホ・ネットトラブル」や「契約」の授業の他、「それでも君は激安Tシャツを買いますか？」と題して、エシカル消費についての授業も行っています。

また、今年度も教育委員会の協力のもと、消費者教育ポスターの募集を行いました。昨年同様、現在千葉そごう地下1階ギャラリーにて展示を行っているところです。審議会終了後にも、お時間ございましたら、ぜひお立ち寄りくださいませ。

次に、次ページの【3 情報・資料配布等について】ですが、

消費者被害の防止やセンター機能周知のため、「暮らしの情報いずみ」や「消費者被害注意報」を定期的に発行するほか、高齢者向け啓発品としてフードクリップを作成。また、関東甲信越の県・政令市の共同キャンペーンとして、高齢者向け及び若者向けチラシをそれぞれ製作し、区役所等に配架するほか、若者向けチラシに関しては、市内中学校や市立高校等に生徒への配布を依頼します。

年度毎に1回作成する、市政だより折り込みの「暮らしの情報いずみ特集号」については、今年度は1月号、成年年齢引き下げに関する特集を組む予定です。

(事務局 尾崎主査)

続きまして、4の消費者対策事業についてご説明いたします。

迷惑電話等防止機器設置助成ですが、1次募集は7月1日から10月29日まで行いました。資料では9月30日現在の件数となっていますが、最終予約件数は200件でした。そのうち補助金交付申請があった件数は170件となっております。その後、11月8日から2次募集を開始しており、昨日までの予約受付件数は24件となっております。なお、2次募集は令和4年1月31日までとなっております。

相談事業ですが、消費生活相談員による消費生活相談、弁護士による多重債務者特別相談を実施しております。

立入調査・立入検査ですが、生活関連商品等価格調査、単位価格表示調査、法律に基づく表示調査として製品安全4法と家庭用品品質表示法に基づく立入検査を実施する予定です。

次に、5の計量検査業務についてご説明します。

(1) 特定計量器定期検査ですが、はかりは、その使用条件や使用環境によって精度が低下してしまうおそれがあるため、取引または証明において「はかり」を使用する者は、定期的にその性能及び器差が計量法に定める合格基準に適合しているかどうかの検査を2年に1回受けることとなっております。

令和3年度は対象区域の花見川区、稲毛区、美浜区で定期検査を実施しています。

(2) 立入検査ですが、アの特定計量器立入検査は、ガソリンスタンド等の燃料油メーター、LPガスメーターの検査を実施する予定です。

イの商品量目立入検査は、例年、6月から8月の中元期と10月から12月の年末期の年2回実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、千葉県計量検査所が県内の立入検査を実施しないため、本市においても同様の対応とし、令和3年度は昨年度に引き続き、立入検査を実施しないこととしました。

(3) 普及啓発ですが、血圧計や体温計等の「家庭用計量器無料検査」を、11月18日から19日の2日間実施する予定です。

(事務局 山口主査)

続きまして、【資料３－２】をご覧ください。

それでは、令和４年度実施事業（予定）についてです。

令和４年度予算要望中の事業については、

- (１) 消費生活相談に関するものとして、消費生活相談員の報酬・共済費等。
- (２) 消費者対策に関するものとして、今年度に引き続き、迷惑電話等防止機器設置助成及び、各種立入調査・検査に係る費用を。
- (３) 消費者教育に関するものとしては、「暮らしの情報いずみ」をはじめとした、各種啓発リーフレットの作成等にかかる費用を。
- (４) 計量検査に関するものとして、特定計量器定期検査委託などにかかる費用を。
- (５) 交付金を活用するものとして、主なものを６つ挙げておりまして、基本的に継続事業ですが、新規のものとして、(６) オンライン講座用パソコンリースがあります。昨年度から共催事業や委託でオンラインの講座を開催していますが、自前でも開催できるようにするための費用です。
- (６) その他として、審議会や消費生活センターの管理運営にかかる費用を要望しています。

(議長 志村会長)

ただいまの事務局説明について、ご意見、ご感想等いただけたらと思います。

(前田アドバイザー)

資料【３－１】の７月２９日の夏休み小学生講座というものがありませんでしたが、これは千葉市教育研究会家庭科部会のメンバーが講師となりまして、消費生活センターと連携して４、５年生の親子を対象に「親子で話そう・食品ロス」という講座を開催しました。私も見学に行かせていただきましたが、新型コロナウイルス感染拡大の中ではありませんでしたが、本当に充実した講座でした。私は、小学校の方で、今特別支援学級で、数年前に千葉市の教員と消費生活センターの方で作った「お金に関する教材」というものを使って、授業をしております。本当に小学校の時から金銭に関する学習はとても大事ななと思っているところです。学校において消費者教育は本当に大切で、これからも消費生活センターと学校と連携してやっていけたらと思っています。以上です。

(議長 志村会長)

ありがとうございます。その他ありますか。

(久保委員)

持続可能な社会ということで、消費者教育においてもそういった視点も常に入れていく必要があると思いますが、この令和４年度の実施計画の中に、そういった視点がどのように入ってくるのか見えませんでした。この資料はとても大きな項目ですので、入るとしたらこの項目の中のどのあたりに入るのかご説明をお願いします。

(事務局 山口主査)

資料【３－１】に載っているような講座については、精査しながら来年度も実施できたらいいなと思っていますが、やはり、食品ロスですとか、先ほど適応指導教室における出前講座での「あなたはそれでも激安Ｔシャツを買いますか。」という項目もございましたけれども、SDGsとかエシカル消費に関する内容の入った講座は積極的に実施

していけたらいいなと思います。また、次年度を迎えてみて新たなトピック等ができましたら、柔軟に対応していきたいと思います。

(久保委員)

ありがとうございました。ぜひよろしくお願いします。

(議長 志村会長)

時代にあった対応よろしくお願いします。その他ございますか。

(海保委員)

私は、商店街連合会ということで事業者の立場からになりますが、レジ袋が有料化されましたが、皆さんご存じのとおり、レジ袋はもらう人は少なくなった、ところが小さいビニール袋が2倍、3倍と増えています。それと、普通のビニール袋が非常に売れています。これちょっと矛盾しているのかなと思います。これは、環境局になるのかもしれませんが、消費者行政の中にも該当してくると思いますので、できればもう少し取り上げて欲しいと思います。これからは、カーボンニュートラルやガソリンエンジンはだめだとか、そういう周知もしていかないと、消費者はずっとガソリンエンジンを使い続けてしまうかもしれない。地球規模の話についても実施してもらいたいと思います。事業者は、今CO2削減などいろいろと努力しているところでありますが、消費者がそれを買ってくれるかどうか、我々作る方にとって消費者は神様ですから、欲しいものを作らなければならないという考えでありますので、できれば新しい計画の中に少し入れてもらいたい。今まで送ってもらった資料を見ても環境教育が入っていないので入れて欲しい。これはあくまで要望でございます。

(議長 志村会長)

大事なことだと思います。その他にございますか。

(副会長 清水委員)

今の話とは別の観点で申し訳ありませんが、相談事業の関係で多重債務相談は弁護士が関わってやっていると思いますが、緊急事態宣言下では相談が止まってしまったということで、今回の評価は★となっています。弁護士会の方では、今Zoom会議による相談がどんどん取り入れられるようになっているので、今後また第6波みたいなことになってきて対面での相談が難しくなったときには、そういう形で相談を継続していただけるような仕組みを作っていただきたい。やっぱり相談したい方は緊急事態宣言下であろうがなかろうが、急いでいらっしゃると思うので、そういう方を救済できる仕組みができるといいなと、これは要望です。

(議長 志村会長)

ありがとうございます。今もずっとお話を聞いていると、縦割りとか旧来型のシステムでは対応しきれない問題が出てきているということで、ネットワーク化や連携をもって対応していかなければならないと思います。そういう部分では、消費生活センターの役割は大きくなってきましたので、令和4年度の計画の細かい部分はこれからだと思いますので、今のお話を十分参考にして進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(会場)

意見等なし。

(議長 志村会長)

これで、本日の報告事項はすべて終了しました。

皆様、長時間にわたる審議にご協力いただきましてありがとうございました。

審議会全体を通して、ご意見、ご感想等はございますか。

(会場)

意見等なし。

(司会 布川所長補佐)

これをもちまして、令和3年度第2回消費生活審議会を終了いたします。ありがとうございました。